

( 事 務 連 絡 )  
業庫第58号  
2018年5月31日

代理店引受金融機関本部  
歳入代理店引受金融機関本部 御中  
歳入復代理店引受金融機関本部

日 本 銀 行 業 務 局

### 元号改正に伴う歳入金等受入日計表等の取扱いについて

代理店等関係事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019年5月1日をもって元号が改正される方向であることを受け、日本銀行では、歳入金等の受入書類を処理する光学読取式電子情報処理組織（OCRシステム）を新元号に対応させるためのシステム改修を進めています。しかし、当システムでは、元号改正と同時に新元号による取扱いを開始することができず、当システムが新元号の適用を開始する日（以下「システム改元日」といいます。）までの間は、現元号による日付で処理を行う必要があります。

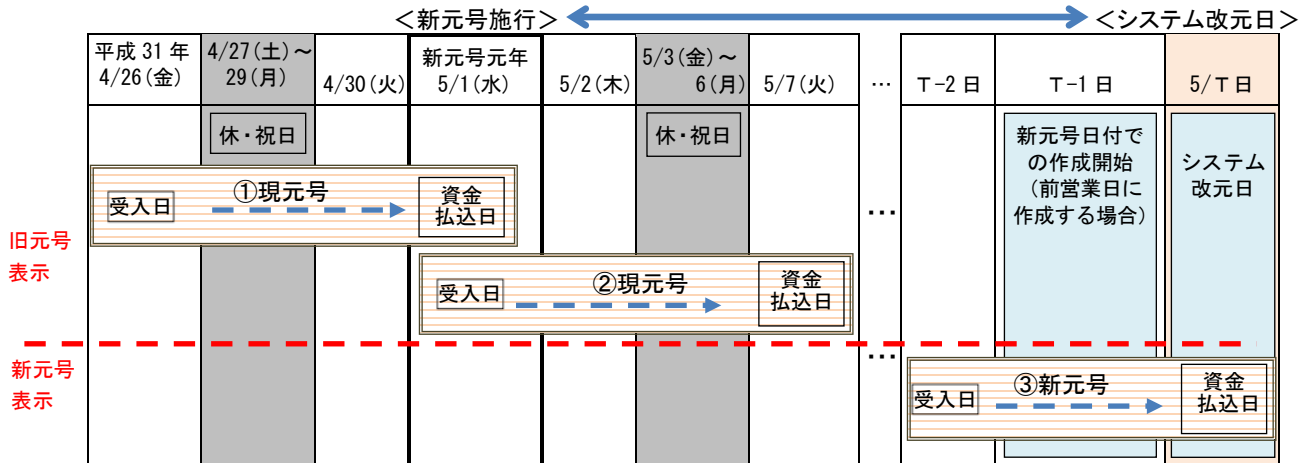
このため、日本銀行へ日々ご提出いただいている「歳入金等受入日計表」および「歳入金等受入合計表」（以下「日計表等」という。）の「受入日」、「歳入代理店受入日」および「資金払込日」欄には、以下のとおり、元号改正日以降も一時的に現元号による日付を記入していただくこととなります。

システム改元日については、現在検討中ですが、概ね元号改正日以降1か月内の日とする予定です（今秋を目途に別途ご連絡予定）。本件は、日計表等の機械作成を行っている先におけるシステム改修等への影響を考慮し、先行して概要をご連絡するものですが、システム改元日のご連絡時期等、支障となる事項がございましたら、末尾の照会先までご連絡ください。

#### < 「日計表等」作成時の留意事項等 >

- ・ 元号改正日以降も、システム改元日の3営業日前までに収納した歳入金等にかかる日計表等には、現元号による日付を記入すること。
- ・ システム改元日の2営業日前に受け入れた歳入金等にかかる日計表等から、新元号による日付を記入すること。よって、日計表等を日本銀行への提出時限の前営業日に作成している場合は、システム改元日の前営業日に作成する日計表等から、新元号による日付を記入すること。

＜システム改元日までの間における日計表等に記入する日付の考え方＞



—— 上記例での具体的な記入日付は以下の通りです。

		受入日、歳入代理店受入日	資金払込日
制約あり (現元号)	①	平成31年4月26日	平成31年5月1日
	②	平成31年5月1日	平成31年5月7日
制約なし (新元号)	③	新元号1年5月T-2日	新元号1年5月T日

(その他連絡事項)

新元号の名称や元号改正日について未確定な部分がある中、元号改正日以降に官庁が発行する納付書等については、発行時の様態（官庁により記載される年度表記や元号表記の訂正有無など）の検討が官庁ごとになされており、足並みが揃っていない状態です。これら納付書等発行時の様態およびその処理方法については、引き続き各官庁に確認中です。

—— 現在のところ、西暦表記への移行など、納付書等の様式を大幅に変更するといった話は聞かれていません。

—— 日銀OCR分については、元号改正日以降も、当該年度分として発行する納付書等の年度欄には「31」と記載する方向で調整中ですが、通常分については、発行官庁が多数に上るため、必ずしも統一的な記載方法とならない可能性もあります。

また、上記を含め、元号改正に伴うその他の代理店等関係事務取扱いについても、詳細が定まり次第、追ってご連絡します。

＜本件に関する照会先＞

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ（歳入関係）  
03-3279-1111（代表）＜3328（内線）＞

以上